

内閣参質二〇三第三四一號

令和二年十二月十五日

内閣總理大臣 菅 義偉

參議院議長 山東 昭子 殿

參議院議員小西洋之君提出歴代政府の法令解釈の考え方（ルール）と菅總理による日本學術會議會員の任命拒否との論理的整合性等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出歴代政府の法令解釈の考え方（ルール）と菅総理による日本学術會議会員の任命拒否との論理的整合性等に関する質問に対する答弁書

日本學術會議法（昭和二十三年法律第二百二十一号）第七条第一項による日本學術會議会員（以下「会員」という。）の任命については、憲法第十五条第一項において公務員の選定は国民固有の権利であるとされていふことからすれば、任命権者である内閣總理大臣は、日本學術會議法第十七条に基づく推薦を十分尊重しつつも、必ず推薦のとおりに会員に任命しなければならないわけではないと考えている。このような解釈は、昭和五十八年の同法改正以前からの申出や推薦に基づく公務員の任命に関する基本となる考え方を前提とし、また、日本學術會議の設立経緯、設立趣旨及び会員の選出方法の変遷に係る議論にも留意した上で、同法第七条第一項の文言も踏まえており、法令の解釈に関する政府の考え方にものづつたものであると考えている。